

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	福祉政策課	沖縄県福祉人材研修センター事業委託契約	令和7年4月1日	64,523,000	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1	第167条の2第1項第2号	沖縄県社会福祉協議会は、社会福祉法第93条の規定に基づき、沖縄県福祉人材センターとして沖縄県知事の指定を受けており、契約の相手方が特定されているため。	特命随意契約
2	福祉政策課	令和7年度地域住民を見守り、支えるネットワーク形成促進事業(ゆいまーる事業)	令和7年4月22日	9,440,000	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1	第167条の2第1項第2号	本事業は、市町村における重層的支援体制整備の構築や包括的な支援体制整備を促すことを目的としており、介護、障害、子育て、生活困窮といった各福祉制度に精通し、地域の相談支援機関等を適切にコーディネートする能力が求められる。 同事業を効果的に遂行するため、地域における包括的支援体制の整備に精通し、取組実績のある沖縄県社会福祉協議会と随意契約を締結した。	特命随意契約
3	福祉政策課	喀痰吸引等研修推進事業委託契約	令和7年4月1日	8,020,000	一般社団法人Kukuru	沖縄県那覇市真地216-17	第167条の2第1項第2号	本事業は、喀痰吸引等研修を推進するため、登録研修機関や事業所等の相談・支援、登録研修機関の新規参入を促すものであり、価格以外の実施体制や喀痰吸引等制度に関する専門的知識を有すること、関係機関との連携体制等を重視する必要があるため、企画提案公募により当該団体を選定した。	
4	福祉政策課	喀痰吸引等研修事業委託契約	令和7年5月1日	19,000,000	一般社団法人Kukuru	沖縄県那覇市真地216-17	第167条の2第1項第2号	沖縄県に登録している登録研修機関のうち、委託業務内容と同等程度の研修実績があり、実施体制が整っているのは一般社団法人Kukuruのみであるため、当該法人と特命随意契約により契約を締結した	特命随意契約
5	福祉政策課	令和7年度災害時福祉支援体制整備事業	令和7年4月1日	7,696,000	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1	第167条の2第1項第2号	本事業は、災害時の福祉支援体制整備のため、社会福祉施設等への理解促進や施設間応援協定の締結促進、チーム員の登録・養成・編成といった社会福祉施設等との調整事務など、県内の社会福祉施設等との円滑な連絡調整や災害に対する知見と実績に基づいた平時からの適切な対応が求められる。 同事業を効果的に遂行するため、県内の社会福祉法人が所属している各種別協議会を束ね、災害業務に精通し、各都道府県社協とのネットワークを保有している沖縄県社会福祉協議会と締結した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	福祉政策課	沖縄県災害時 要配慮者支援 事業アドバイ ザー業務委託 契約	令和7年5 月16日	2,510,750	一般社団法人 ADI災害 研究所	大阪府大阪市北区中崎 西1-8-24 アインズビル梅田807	第167条の2 第1項第2号	本事業は、災害時の要配慮者避難支援体制の構築に精通し、全国での先進的な取組などをふまえ、市町村等に対して災害時要支援者支援計画策定に向けた適切な助言ができる高度な専門的知識を有する必要があるため、企画提案公募により当該団体を選定した。	
7	福祉政策課	地域生活定着 支援事業委託 契約	令和7年4 月1日	40,209,000	社会福祉法人沖縄県社 会福祉協議会	沖縄県那覇市首里石嶺 町4-373-1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等が、地域で適切な福祉サービス等を受けることができるよう、関係機関等と連携・協同した相談支援を実施するものである。 事業の実施にあたっては、県内外の関係機関や市町村との専門的な調整が必要となることから、離島を含めた幅広いネットワークがあり、福祉全般に豊富な知識と相談支援の実績を有する社会福祉協議会へ委託を行った。	特命随意 契約
8	福祉政策課	令和7年度沖 縄県地域再犯 防止推進事業 委託契約	令和7年4 月1日	2,500,000	社会福祉法人沖縄県社 会福祉協議会	沖縄県那覇市首里石嶺 町4-373-1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、犯罪をした者やその家族、支援者等からの相談に対応するための相談支援窓口を設置するものである。 事業の実施にあたっては、福祉全般に知識を有し相談支援の実績が豊富であること、専門的な関係機関とのネットワークが必要であることから、離島を含めた幅広いネットワークがあり、福祉の支援事業を多く実施している社会福祉協議会へ委託を行った。	特命随意 契約
9	福祉政策課	社会福祉法人 指導監査支援 業務	令和7年6 月11日	単価契約 2,312,200	個人につき非公表(5名)	個人につき非公表	地方自治法 第167条の2 第1項第2号	業務を遂行するに当たり、社会福祉法人会計に精通し、社会福祉法人会計実務経験を有し、社会福祉法人指導監査業務の経験を有する税理士個人と契約を締結した。	特命随意 契約
10	保護・援護課	生活困窮者自 立支援事業業 務委託	令和7年4 月1日	160,272,996	公益財団法人沖縄県労 働者福祉基金協会	沖縄県泉崎二丁目105番 18号 官公労共済会館 5階	第167条の2 第1項第2号	本事業は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立を促進するものである。公募型プロポーザル方式により、価格以外の支援体制、関係機関との連携体制等を評価した結果、当該契約の相手方を選定することとなった。	

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
11	保護・援護課	生活保護等版レセプト管理システムの使用に関する契約	令和7年4月1日	4,535,520	富士通Japan株式会社沖縄公共ビジネス部	沖縄県那覇市久茂地1-12-12	第167条の2 第1項第2号	本契約の目的物である生活保護等版レセプト管理システムを納入できる業者が当該契約の相手方のみであるため。	特命随意契約
12	保護・援護課	国立沖縄戦没者墓苑清掃管理委託	令和7年4月1日	3,584,000	公益財団法人沖縄県平和祈念財団	沖縄県糸満市字摩文仁444番地	第167条の2 第1項第2号	国立沖縄戦没者墓苑は、常に霊域にふさわしい環境を保つ必要があるため、定期的な清掃、樹木管理、巡視等が必要である。公益財団法人沖縄県平和祈念財団は、戦没者を慰霊・顕彰し、また霊域の尊厳を守るため追悼施設及び関連施設の維持管理等を設立目的としている。加えて、同墓苑周辺の都道府県慰霊塔の清掃管理委託を受託しており、霊域の効率的な管理が可能となることから、契約の相手方とした。	特命随意契約
13	保護・援護課	公衆用トイレ清掃管理委託	令和7年4月1日	2,219,000	公益財団法人沖縄県平和祈念財団	沖縄県糸満市字摩文仁444番地	第167条の2 第1項第2号	霊域内に設置されたトイレは、常に霊域にふさわしい環境を保つ必要があるため、定期的な清掃、巡視等が必要である。公益財団法人沖縄県平和祈念財団は、戦没者を慰霊・顕彰し、霊域の尊厳を守るため追悼施設及び関連施設の維持管理等を設立目的としている。加えて、同トイレ周辺の都道府県慰霊塔の清掃管理委託を受託しており、霊域の効率的な管理が可能となることから、契約の相手方とした。	特命随意契約
14	保護・援護課	令和7年度遺骨収集に関する情報の収集及び民間団体・ボランティア団体等を支援する事業に関する委託契約	令和7年4月1日	23,842,000	公益財団法人沖縄県平和祈念財団	沖縄県糸満市字摩文仁444番地	第167条の2 第1項第2号	公益財団法人沖縄県平和祈念財団は、国立沖縄戦没者墓苑清掃管理の受託、戦没者遺骨仮安置室の管理補助を実施していることから、遺骨帰還に関する情報収集・整理、ボランティア団体への支援及び現場における遺骨の収容、納骨等の業務を専門的かつ一元的に取り扱うことが可能であり、沖縄県における遺骨収集事業の効率化と加速化が図られることから、契約の相手方とした。	特命随意契約
15	保護・援護課	沖縄県生活保護システム保守業務委託契約	令和7年4月1日	3,585,560	富士通Japan株式会社沖縄公共ビジネス部	沖縄県那覇市久茂地1-12-12	第167条の2 第1項第2号	沖縄県が使用する生活保護システムを開発した業者へ随意契約することにより、システムに関する問合せ対応、障害発生時における対応等、システムの運用が図られ、円滑な業務遂行につながるため。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
16	保護・援護課	沖縄県子どもの健全育成事業（南部圏域）業務委託	令和7年4月1日	19,150,557	特定非営利活動法人珊瑚舎スコーレ	沖縄県南城市佐敷字津波古509-4	第167条の2 第1項第2号	本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象に、学習支援だけでなく、日常生活習慣の形成や、体験活動の提供等による社会性の育成、子どもの養育に関する知識や各種支援制度の情報提供等、世帯の実情に即した様々な支援を行うものであり、プロポーザル方式により企画提案公募を行い、困難な状況に置かれた子どもたち等への学習支援について優れた企画提案を行った事業者として当該契約の相手方を選定したところである。 当該企画提案公募では、生活困窮世帯に対する継続的な支援を実施するため、複数年の事業計画及び見積書を徴して評価、選定していることから、同団体へ委託し事業を実施する。	
17	保護・援護課	沖縄県子どもの健全育成事業（中部圏域）業務委託	令和7年4月1日	19,916,300	特定非営利活動法人エンカレッジ	沖縄県沖縄市美里1丁目26番53号1階	第167条の2 第1項第2号	本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象に、学習支援だけでなく、日常生活習慣の形成や、体験活動の提供等による社会性の育成、子どもの養育に関する知識や各種支援制度の情報提供等、世帯の実情に即した様々な支援を行うものであり、プロポーザル方式により企画提案公募を行い、困難な状況に置かれた子どもたち等への学習支援について優れた企画提案を行った事業者として当該契約の相手方を選定したところである。 当該企画提案公募では、生活困窮世帯に対する継続的な支援を実施するため、複数年の事業計画及び見積書を徴して評価、選定していることから、同団体へ委託し事業を実施する。	

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
18	保護・援護課	沖縄県子どもの健全育成事業（北部圏域）業務委託	令和7年4月1日	2,495,900	一般社団法人教育振興会	沖縄県浦添市城間1丁目2番1号	第167条の2第1項第2号	本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象に、学習支援だけでなく、日常生活習慣の形成や、体験活動の提供等による社会性の育成、子どもの養育に関する知識や各種支援制度の情報提供等、世帯の実情に即した様々な支援を行うものであり、プロポーザル方式により企画提案公募を行い、困難な状況に置かれた子どもたち等への学習支援について優れた企画提案を行った事業者として当該契約の相手方を選定したところである。 当該企画提案公募では、生活困窮世帯に対する継続的な支援を実施するため、複数年の事業計画及び見積書を徴して評価、選定していることから、同団体へ委託し事業を実施する。	
19	保護・援護課	生活困窮者等就労準備支援事業業務委託	令和7年4月1日	61,475,000	公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会	沖縄県那覇市泉崎二丁目105番18号官公労共済会館5階	第167条の2第1項第2号	本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題があり就労に向けた準備が整っていない生活困窮者（被保護者を含む。）に対し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を実施するものである。公募型プロポーザル方式により、価格以外の支援体制、関係機関との連携体制等を評価した結果、当該契約の相手方を選定することとなった。	
20	保護・援護課	援護システム運用支援業務	令和7年4月1日	1,188,000	株式会社セック	東京都世田谷区4-10-1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	厚生労働省が株式会社セックと令和6年度から令和9年度までの4年間の契約を行っているため、援護システムの運用上、他県及び厚生労働省との取りまとめ処理が必要となることから、本県のみが別の事業者と独自に契約を行うことができない。 よって、厚生労働省の通達どおり沖縄県においても、他県及び厚生労働省と同様に株式会社セックと随意契約を締結する方がより効率的であると考えられることから、契約の相手方とした。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
21	障害福祉課	令和7年度沖縄県障害者社会参加促進事業等委託	令和7年4月1日	24,830,000	一般社団法人 沖縄県聴覚障害者協会	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟3階	第167条の2 第1項第2号	契約の相手方は、社会福祉法第69条に定める社会福祉事業を実施し、身体障害者福祉法第34条に基づく視聴覚障害者情報提供施設として届け出のある、県内唯一の「沖縄聴覚障害者情報センター」を運営している団体である。したがって、県内の聴覚障害当事者団体との連携、手話通訳者や要約筆者など意思疎通支援者の育成・派遣等、本業務を実施できる県内唯一の団体として、契約の相手方に選定した。	特命随意契約
22	障害福祉課	令和7年度沖縄県障害者社会参加促進事業等委託	令和7年4月1日	7,128,000	社会福祉法人 沖縄県視覚障害者福祉協会	那覇市松尾2-15-29	第167条の2 第1項第2号	契約の相手方は、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業経営を行う第2種社会福祉事業者として届け出のある団体であり、視覚障害者の自立支援や沖縄点字図書館の管理運営などを行っている。したがって、点訳・朗読奉仕員や生活訓練指導などの派遣、社会参加・日常生活の支援等、本業務を実施できる県内唯一の団体として、契約の相手方に選定した。	特命随意契約
23	障害福祉課	令和7年度沖縄県障害者社会参加促進事業等委託	令和7年4月1日	2,385,830	一般社団法人 沖縄県言語聴覚士会	中頭郡中城村字南上原365-13 kid'sデイあうる内	第167条の2 第1項第2号	契約の相手方は、県内の言語聴覚士をまとめる団体であり、言語聴覚士の技能・資質の向上や県の保健・医療・福祉・教育の発展に取り組んでいる。失語症者向け意思疎通支援においては、指導者が日本言語聴覚士協会実施の指導者研修を受講する必要があるなど、業務の特殊性が高く専門的な技能が求められることから、本業務を実施できる県内唯一の団体として、契約の相手方に選定した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
24	障害福祉課	令和7年度沖縄県聴覚障害児中核機能モデル事業委託	令和7年4月1日	7,415,901	国立大学法人 琉球大学	中頭郡西原町字千原1番地	第167条の2 第1項第2号	契約の相手方は、県内で唯一、聴覚障害児の精密聴力検査が行える医療機関として、新生児の聴覚検査体制を担っており、琉球大学病院内に「きこえの支援センター」を設置し、支援に取り組んでいる。聴覚障害児支援にあたっては、早期発見・早期療育がその後の発達に影響すると言われており、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目なく支援できる体制が重要である。したがって、県内唯一の精密聴力検査機関である当該法人(琉球大学病院きこえの支援センター)に中核機能を持たせることが最も効果的かつ効率的であるため、契約の相手方に選定した。	特命随意契約
25	障害福祉課	沖縄県精神障害者入院患者に対する地域生活体験事業	令和7年4月1日	3,484,000	公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会	島尻郡南風原町字宮平206-1	第167条の2 第1項第2号	本事業を実施するにあたっては、利用対象者の掘り起こしや、事業に協力する熱意ある事業所への働きかけ等、医療機関及び県内事業所等との連絡・調整を密にする必要があり、精神障害福祉に精通した団体に委託する必要がある。 沖縄県精神保健福祉会連合会は、精神障害者の地域社会における自立と参加の促進を図りもって精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とした公益法人であり、前身である琉球精神障害者援護協会から数えて約半世紀の間、県内の精神障害者の支援に携わり精神障害福祉に精通している団体であり、上記の要件を満たす唯一の団体である。	特命随意契約
26	障害福祉課	沖縄県精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(精神障害者等地域移行・地域定着のための多職種合同研修)	令和7年4月1日	4,800,000	一般社団法人 沖縄県精神保健福祉士協会	那覇市首里石嶺町4丁目373番地1	第167条の2 第1項第2号	本研修事業には、多機関・多職種からの参加促進や、研修講師の選定や打診、グループワークや座談会等で活用する事例の収集、効率的で内容の充実したグループワークにするためのファシリテーション等、様々な人脈及び遂行能力が必要となる。 沖縄県精神保健福祉士協会は、医療機関、地域援助事業所、行政等の多機関に所属する各会員の持つ人脈や事例を活用し、本研修を最も効率的に遂行できる団体であることから、当該団体へ随意契約により事業を委託する。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
27	障害福祉課	沖縄県地域における医療と福祉の連携体制整備事業	令和7年4月1日	6,402,000	一般社団法人 沖縄県精神保健福祉士協会	那覇市首里石嶺町4丁目373番地1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、コーディネーターの人選、配置及びコーディネーター連絡会議の開催等を行うものであるところ、コーディネーターは、その求められる役割から、精神保健福祉に精通した者を人選する必要があることから、当該人材に関する情報を豊富に有し、且つその者との連絡・調整等を密に行える団体・組織へ本事業を委託することが、円滑な事業執行に必要である。 沖縄県精神保健福祉士協会は、精神障害者に対する相談援助などの社会福祉業務に携わる精神保健福祉士の職能団体であり、前述の委託先の要件を満たす唯一の団体であることから、当該法人を選定した。	特命随意契約
28	障害福祉課	特別障害者手当等業務システム保守サポート業務	令和7年4月1日	1,320,000	株式会社 オーシーシー	浦添市沢岬2-17-1	第167条の2 第1項第6号	システムを開発した業者と随意契約することにより、システムに関する問い合わせ対応、障害発生時における対応、データ復旧対応等を受けることが可能となり、システムの円滑な運用を図ることができるため。	随意契約
29	障害福祉課	特別障害者手当等業務システム機器賃貸借	令和7年4月1日	1,144,440	株式会社 オーシーシー	浦添市沢岬2-17-1	第167条の2 第1項第6号	沖縄県特別障害者手当等業務システム開発業者であり、当該システムに係るサーバー機器等のリース契約が必要となる。	随意契約
30	障害福祉課	沖縄県障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）	令和7年4月1日	6,932,000	社会福祉法人名護学院	名護市字為又1015番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「沖縄県障害者就業・生活支援センター事業（生活支援事業）実施要項」第6の事業の実施方法において、当道府県知事が指定した社会福祉法人等に委託するものとしている。	特命随意契約
31	障害福祉課	沖縄県障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）	令和7年4月1日	6,932,000	医療法人 一灯の会	沖縄市知花5丁目26-1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「沖縄県障害者就業・生活支援センター事業（生活支援事業）実施要項」第6の事業の実施方法において、当道府県知事が指定した社会福祉法人等に委託するものとしている。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
32	障害福祉課	沖縄県障害者 就業・生活支援 センター事業 (生活支援等事 業)	令和7年4 月1日	6,932,000	(福)若竹福祉会	浦添市字前田998-3	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「沖縄県障害者就業・生活支援セ ンター事業(生活支援事業)実施要項」第6の 事業の実施方法において、当道府県知事が指 定した社会福祉法人等に委託するものとして いる。	特命随意 契約
33	障害福祉課	沖縄県障害者 就業・生活支援 センター事業 (生活支援等事 業)	令和7年4 月1日	6,932,000	医療法人 陽和会	糸満市字嘉数406-1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「沖縄県障害者就業・生活支援セ ンター事業(生活支援事業)実施要項」第6の 事業の実施方法において、当道府県知事が指 定した社会福祉法人等に委託するものとして いる。	特命随意 契約
34	障害福祉課	沖縄県障害者 就業・生活支援 センター事業 (生活支援等事 業)	令和7年4 月1日	6,932,000	(福)みやこ福祉会	宮古島市平良字下里 3107-243	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「沖縄県障害者就業・生活支援セ ンター事業(生活支援事業)実施要項」第6の 事業の実施方法において、当道府県知事が指 定した社会福祉法人等に委託するものとして いる。	特命随意 契約
35	障害福祉課	沖縄県障害者 就業・生活支援 センター事業 (生活支援等事 業)	令和7年4 月1日	6,932,000	社会福祉法人 わしの里	石垣市字石垣463番地の3	第167条の2 第1項第2号	本業務は、「沖縄県障害者就業・生活支援セ ンター事業(生活支援事業)実施要項」第6の 事業の実施方法において、当道府県知事が指 定した社会福祉法人等に委託するものとして いる。	特命随意 契約
36	障害福祉課	沖縄県精神障 害者支援の障 害特性と支援 技法を学ぶ研 修事業	令和7年4 月1日	1,238,000	一般社団法人 沖縄県精 神保健福祉士協会	那覇市首里石嶺町4丁目 373番地1	第167条の2 第1項第2号	本研修事業の受託先には、精神障害者への 特性理解や支援方法についての十分な知識と 理解が必要となる。また、障害・介護分野の施 設及びサービス提供事業所の従事者を対象と していることより、事業所の内情を理解してい る点や普段からの連携が求められている。 沖縄県精神保健福祉士協会は、医療機関、 地域援助事業所、行政等の多機関に所属する 各会員の持つ人脈や事例を活用し、本研修を 最も効率的に遂行できる団体であることから、 当該団体へ随意契約により事業を委託する。	特命随意 契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
37	障害福祉課	沖縄県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（精神障害者等ピアサポート活用事業）	令和7年4月1日	単価契約	一般社団法人 沖縄県作業療法士会	那覇市首里石嶺町4丁目373番地1	第167条の2 第1項第2号	県の実施するピアサポーター養成研修を受託、実施しており、精神障害当事者やその支援者とのネットワークも広く、関係機関との連携をスムーズに行うことができるため。	特命随意契約
38	障害福祉課	沖縄県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（精神障害者等ピアサポート活用事業）	令和7年4月1日	単価契約	社会福祉法人 残波かりゆし会	読谷村字座喜味1866番地	第167条の2 第1項第2号	入院中の精神障害者が地域生活に移行するための相談や助言などの、地域移行・地域定着に関する事業を実施しており、地域の中核的役割もになっていることから、関係機関との連携をスムーズに行うことができるため。	特命随意契約
39	障害福祉課	沖縄県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（精神障害者等ピアサポート活用事業）	令和7年4月1日	単価契約	特定非営利活動法人 名護市障がい者関係団体協議会	名護市字為又1220-112	第167条の2 第1項第2号	入院中の精神障害者が地域生活に移行するための相談や助言などの、地域移行・地域定着に関する事業を実施しており、地域の中核的役割もになっていることから、関係機関との連携をスムーズに行うことができるため。	特命随意契約
40	障害福祉課	沖縄県障害者社会参加促進事業（身体障害者関係事業）	令和7年4月1日	8,435,982	（福）沖縄県身体障害者福祉協会	八重瀬町仲座1038-1	第167条の2 第1項第2号	当該事業は、障害者総合支援法に定める地域支援事業の身体障害者に係る機能訓練指導者の育成、社会参加支援を実施するものである。 今回、委託先とした法人は、市町村の身体障害者協会、並びに離島を含む身体障害者の関係団体等を会員として擁しており、県内全域で事業を実施することができる唯一の法人であることから選定した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
41	障害福祉課	沖縄県障害者ITサポートセンター運営事業	令和7年4月1日	5,740,000	（特非）沖縄県脊髄損傷者協会	浦添市内間5丁目4番3号 ハウジングシーサー101号	第167条の2 第1項第2号	当該事業は、障害者等を対象に、IT活用の支援並びにテレワークの推進を行うものである。 このため、半身不随のある障害者や移動困難な障害者等重度障害者を含め、障害の特性を理解し、障害者個人の特性等にも配慮できるコミュニケーション能力、支援技術、専門的知見を有する必要がある。 県内には、複数の就労継続支援事業所において、パソコン等を使いホームページ作成請負等を行っているが、必ずしも重度障害者等の特性等に応じた支援機器の提案等を十分にできる知見、体制は確保できておらず、他に履行できる者が存在しない。 今回、委託先とした法人は、当事者団体であり、ITを活用した在宅就労の推進並びに促進に力を入れており、県内全域で事業を実施できる唯一の法人であることから選定した。	特命随意契約
42	障害福祉課	沖縄県高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業委託	令和7年4月1日	986,000	医療法人タピック	沖縄市比屋根2丁目15番1号	第167条の2 第1項第2号	本事業は、高次脳機能障害者の支援拠点を委託により設置するものである。医療法人タピックは、沖縄リハビリテーションセンター病院の運営法人であり、高次脳機能障害に対し、主に理学療法・作業療法等の観点から専門的な支援を実施することが可能な医療機関であることから、当該法人の他に適切に事業を実施できる機関はないため、選定した。	特命随意契約
43	障害福祉課	沖縄県高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業委託	令和7年4月1日	986,000	社会医療法人へいあん	浦添市経塚346番地	第167条の2 第1項第2号	本事業は、高次脳機能障害者の支援拠点を委託により設置するものである。社会医療法人へいあんは、平安病院の運営法人であり、高次脳機能障害に対し、主に精神医療等の観点から専門的な支援を実施することが可能な医療機関であることから、当該法人の他に適切に事業を実施できる機関はないため、選定した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
44	障害福祉課	沖縄県障害者社会参加促進事業（知的障害者関係事業）	令和7年4月1日	655,600	（公社）沖縄県手をつなぐ育成会	那覇市首里石嶺町4-373-1（沖縄県総合福祉センター内）	第167条の2第1項第2号	当該事業者は、県内各地区の育成会との連携により、北部、中部、南部、那覇地区において事業を展開し、障害者本人、保護者・関係者を多数動員することができる県内唯一の事業者である。この理由により、知的障害者の自立を図るという本事業の目的を最も効果的に達成できる事業者として選定した。	特命随意契約
45	障害福祉課	沖縄県発達障害者支援センター運営事業	令和7年4月1日	44,108,000	（福）沖縄肢体不自由児協会	那覇市寄宮2-3-1	第167条の2第1項第2号	本事業は、「発達障害者支援センター運営事業実施要綱」により、発達障害児（者）の支援拠点として、発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携、発達障害児（者）の普及啓発等の実施、社会福祉士等の専門職の配置や相談室等の設備を完備すること、緊急保護する体制の確保等が求められている。これを満たす者は社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会が唯一の法人であるため選定した。	特命随意契約
46	障害福祉課	市町村発達障害者支援体制サポート事業	令和7年4月1日	9,488,000	（福）沖縄肢体不自由児協会	那覇市寄宮2-3-1	第167条の2第1項第2号	本事業は、マネジャーが市町村に相談、助言を行う際には、発達障害者支援センターの相談支援活動と密接な連携を図り、県事業として一貫した支援を行う必要があることから、発達障害者支援センターの受託者である同法人を選定した。	特命随意契約
47	障害福祉課	発達障害地域支援マネジメント強化事業	令和7年4月1日	9,628,000	特定非営利活動法人わくわくの会	西原町字小橋川91-1	第167条の2第1項第2号	本事業は、発達障害児（者）の支援の相当の経験及び知識を有している社会福祉士等を発達障害者地域支援マネジャーとして配置し、事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施出来るように助言等を行う事業となっている。委託先である「特定非営利活動法人わくわくの会」は、高い専門性を持った専門職を配置しており、発達障害を含む療育指導及び支援の長年の実績や多くの困難事例の対応実績がある。同法人の他に適切に事業を実施可能な法人はないため、選定した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
48	障害福祉課	沖縄県障害児等療育支援事業	令和7年4月1日	2,349,791	（福）五和会	名護市字宇茂佐1765番地	第167条の2 第1項第2号	本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「社会福祉法人五和会」以外にないため。	特命随意契約
49	障害福祉課	沖縄県障害児等療育支援事業	令和7年4月1日	4,713,753	（福）沖縄肢体不自由児協会 （沖縄中部療育医療センター）	那覇市寄宮2-3-1	第167条の2 第1項第2号	本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「沖縄中部療育医療センター」以外にないため。	特命随意契約
50	障害福祉課	沖縄県障害児等療育支援事業	令和7年4月1日	5,618,976	（福）ハイジ福祉会	浦添市牧港2-23-5	第167条の2 第1項第2号	本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「社会福祉法人ハイジ福祉会」以外にないため。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
51	障害福祉課	沖縄県障害児等療育支援事業	令和7年4月1日	398,805	（福）若竹福祉会	浦添市前田1004-9	第167条の2 第1項第2号	本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「社会福祉法人若竹福祉会」以外にないため。	特命随意契約
52	障害福祉課	沖縄県障害児等療育支援事業	令和7年4月1日	1,556,388	（福）沖縄肢体不自由児協会 （沖縄南部療育医療センター）	那覇市寄宮2-3-1	第167条の2 第1項第2号	本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「沖縄南部療育医療センター」以外にないため。	特命随意契約
53	障害福祉課	沖縄県障害児等療育支援事業	令和7年4月1日	5,435,448	特定非営利活動法人わくわくの会	西原町字小橋川91-1	第167条の2 第1項第2号	本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「特定非営利活動法人わくわくの会」以外にないため。	特命随意契約
54	障害福祉課	沖縄県障害児等療育支援事業	令和7年4月1日	1,717,892	（福）ムサアザ福祉会	宮古島市平良字西仲宗根1327-1	第167条の2 第1項第2号	本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「社会福祉法人ムサアザ福祉会」以外にないため。	特命随意契約
55	障害福祉課	沖縄県障害児等療育支援事業	令和7年4月1日	2,763,024	（一社）ウェルクリエイト	宮古島市平良字下里1545-10	第167条の2 第1項第2号	本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「一般社団法人ウェルクリエイト」以外にないため。	特命随意契約
56	障害福祉課	沖縄県障害児等療育支援事業	令和7年4月1日	2,675,010	（株）ビザライ	宮古島市平良字東仲宗根475-1	第167条の2 第1項第2号	本事業の目的を達成するため、本契約の受託者には、専門的かつ幅広い知識及び経験並びに療育指導等に関する関係機関との連携に係る実績が求められる。これを満たす者は「株式会社ビザライ」以外にないため。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
57	障害福祉課	沖縄県医療的ケア児等支援体制整備業務	令和7年4月1日	20,782,000	社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会	沖縄県那覇市寄宮2丁目3番1号	第167条の2 第1項第2号	本業務は、医療的ケア児支援センターの運営及び医療的ケア児等コーディネーターの配置を行い、医療的ケア児等からの相談への助言等や関係機関等への情報提供及び情報収集等を行うとともに医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施及び医療的ケア児に係る各関連分野の連携体制の構築を推進するための協議の場の運営を行うものである。 本業務の実施の要件として、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者若しくはこれと同等の知識を有すると認められる者を常勤換算で3名以上配置する必要がある、受託者である「社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会」においては、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を常勤で3名配置するとともに、この3名の他にも同研修修了者が複数名在籍している。 また、常勤3名のコーディネーターの他に、非常勤の看護師2名及び医師1名を配置することで、関係機関等との連絡調整や情報収集等の実施体制が構築されており、当該業務を効果的かつ円滑に実施することのできる県内唯一の法人である。 なお、本業務は令和4年度からの継続事業であり、令和5年度7月末に沖縄県医療的ケア児支援センターを開所している。令和4年度から同法人が受託しており、県内医療機関、市町村、市町村コーディネーター、福祉事務所、保健所等の各関係機関との連絡体制を構築しているとともに、県内の医療的ケア児を支援する福祉事業所との連絡会を開催するなど、支援体制の強化等に取り組んでおり、これら事業の継続性を担保しつつ、効率的かつ効果的に業務を推進するため、同法人と随意契約を締結する。	特命随意契約
58	障害福祉課	令和7年度就労移行等連携調整事業	令和7年4月1日	4,559,000	医療法人陽和会	沖縄県糸満市字賀数406-1	第167条の2 第1項第2号	当該事業の目的を達成するには、障害者の就労支援に係る専門的かつ幅広い知識及び経験を有し、かつ行政・教育・サービス事業者等、障害者就労に関する関係機関との連携に係る実績を有する事業者であることが求められ、これを満たし、より大きな効果が見込まれる者は、南部圏域で障害者就業・生活支援センター業務を受託している同法人であることから契約の相手方として選定した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
59	障害福祉課	令和7年度沖縄県障害者虐待防止対策支援事業業務委託	令和7年4月1日	2,500,000	一般社団法人 沖縄県社会福祉士会	那覇市首里石嶺町2-209-17	第167条の2 第1項第2号	（一社）沖縄県社会福祉士会は、県域の社会福祉士の県内で唯一の職能団体である。 本事業の実施にあたっては、市町村から支援困難事例等に関する相談を受け、必要な助言等を行うことができる能力を持った者の確保が必要である。同会は、これまでも県からの委託を受け、高齢者虐待の通報に対応する市町村の支援業務を実施しており、そのノウハウを障害者虐待の分野にも活用し、円滑な市町村支援が実現できるものと考えられる。 以上のことから、専門性と豊富な相談対応経験を有する会員が所属する同会が委託先として唯一適当である。	特命随意契約
60	障害福祉課	沖縄県障害者等相談支援体制整備事業（北部圏域）	令和7年4月1日	5,213,000	（特非）名護市障がい者関係団体協議会	名護市字為又1220-112	第167条の2 第1項第2号	当該事業は、北部圏域アドバイザーを配置し、広域的な相談支援体制を整備する事業である。 アドバイザーに就任する者の資格として、（ア）地域における相談支援体制整備について実績を有する者、（イ）相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者、（ウ）社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者となっており、また、これらの資格に加え、北部圏域の実情を把握している福祉事務所から推薦を得ている者をアドバイザーとして配置することとしている。 今回、委託先とした法人は、上記の資格を有する者が所属する圏域の唯一の法人であることから、この法人を特命随意契約を締結する相手方として選定した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
61	障害福祉課	沖縄県障害者等相談支援体制整備事業（中部圏域）	令和7年4月1日	5,694,000	（一社）人文福祉会	沖縄市城前町14番24号－1	第167条の2 第1項第2号	当該事業は、中部圏域アドバイザーを配置し、広域的な相談支援体制を整備する事業である。 アドバイザーに就任する者の資格として、（ア）地域における相談支援体制整備について実績を有する者、（イ）相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者、（ウ）社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者となっており、また、これらの資格に加え、北部圏域の実情を把握している福祉事務所から推薦を得ている者をアドバイザーとして配置することとしている。 今回、委託先とした法人は、上記の資格を有する者が所属する圏域の唯一の法人であることから、この法人を特命随意契約を締結する相手方として選定した。	特命随意契約
62	障害福祉課	沖縄県障害者等相談支援体制整備事業（南部圏域）	令和7年4月1日	5,858,000	（特非）おきなわ障がい者相談支援ネットワーク	北中城村字安谷屋11473階	第167条の2 第1項第2号	当該事業は、南部圏域アドバイザーを配置し、広域的な相談支援体制を整備する事業である。 アドバイザーに就任する者の資格として、（ア）地域における相談支援体制整備について実績を有する者、（イ）相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者、（ウ）社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者となっており、また、これらの資格に加え、北部圏域の実情を把握している福祉事務所から推薦を得ている者をアドバイザーとして配置することとしている。 今回、委託先とした法人は、上記の資格を有する者が所属する圏域の唯一の法人であることから、この法人を特命随意契約を締結する相手方として選定した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
63	障害福祉課	障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業（圏域体制推進員配置）（北部圏域）	令和7年4月1日	3,518,000	（特非）名護市障がい者関係団体協議会	名護市字為又1220－112	第167条の2 第1項第2号	当該事業では、地域に密接に関係する市町村への助言や情報提供を通じて、障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うことを目的としている。沖縄県ではこれまで、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業において、北中南部・宮古・八重山の5圏域に各1名のアドバイザーを配置し、その連携により広域的な相談支援体制の整備を図ってきたところであるが、令和6年度より、基幹相談支援センター設置等相談支援体制の整備について、都道府県による広域的な支援が努力義務化されることから、さらなる取組の強化が求められている。そのようなニーズに対応する必要があることから、各圏域自立支援連絡会議の機能を強化するために、アドバイザーの元で相談支援体制の整備や各市町村との連携強化を図る圏域体制推進員の配置を行うものである。 今回、委託先とした法人は、アドバイザーが所属する各圏域唯一の法人であることから、特命随意契約を締結する相手方として選定した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
64	障害福祉課	障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業（圏域体制推進員配置）（中部圏域）	令和7年4月1日	3,483,000	（一社）人文福祉会	沖縄市城前町14番24号－1	第167条の2 第1項第2号	当該事業では、地域に密接に関係する市町村への助言や情報提供を通じて、障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うことを目的としている。沖縄県ではこれまで、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業において、北中南部・宮古・八重山の5圏域に各1名のアドバイザーを配置し、その連携により広域的な相談支援体制の整備を図ってきたところであるが、令和6年度より、基幹相談支援センター設置等相談支援体制の整備について、都道府県による広域的な支援が努力義務化されることから、さらなる取組の強化が求められている。そのようなニーズに対応する必要があることから、各圏域自立支援連絡会議の機能を強化するために、アドバイザーの元で相談支援体制の整備や各市町村との連携強化を図る圏域体制推進員の配置を行うものである。 今回、委託先とした法人は、アドバイザーが所属する各圏域唯一の法人であることから、特命随意契約を締結する相手方として選定した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
65	障害福祉課	障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業（圏域体制推進員配置）（南部・八重山圏域）	令和7年4月1日	4,683,000	（特非）おきなわ障がい者相談支援ネットワーク	北中城村字安谷屋1147 3階	第167条の2 第1項第2号	当該事業では、地域に密接に関係する市町村への助言や情報提供を通じて、障害者のニーズを的確に把握し、地域で障害者を支える体制の構築を行うことを目的としている。沖縄県ではこれまで、沖縄県障害者等相談支援体制整備事業において、北中南部・宮古・八重山の5圏域に各1名のアドバイザーを配置し、その連携により広域的な相談支援体制の整備を図ってきたところであるが、令和6年度より、基幹相談支援センター設置等相談支援体制の整備について、都道府県による広域的な支援が努力義務化されることから、さらなる取組の強化が求められている。そのようなニーズに対応する必要があることから、各圏域自立支援連絡会議の機能を強化するために、アドバイザーの元で相談支援体制の整備や各市町村との連携強化を図る圏域体制推進員の配置を行うものである。 今回、委託先とした法人は、アドバイザーが所属する各圏域唯一の法人であることから、特命随意契約を締結する相手方として選定した。	特命随意契約
66	障害福祉課	沖縄県障害者自立支援協議会・圏域自立支援連絡会議部会等運営業務	令和7年4月1日	5,183,000	（特非）おきなわ障がい者相談支援ネットワーク	北中城村字安谷屋1147 3階	第167条の2 第1項第2号	当該事業は、県自立支援協議会及び各圏域自立支援連絡会議の部会及びワーキンググループの運営を行うものであり、部会等には柔軟な活動が求められ、それには組織化された相談支援専門員の活動、積極的な知識の習得や技術向上のための研究等の取組を行う団体と協同する必要がある。 今回、委託先とした法人は、障害者の地域生活の向上に寄与することを目的として設立された法人であり、県内の障害者相談支援に携わる者等に対して各種研修を行うとともに、福祉サービス事業所や市町村等に相談支援を行ってきた実績がある。 以上のことから、その有する専門性及び相談支援に関するネットワークを活かして、部会を効果的に、柔軟に運営できる県内唯一の法人であることから選定した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
67	障害福祉課	令和7年度全国障害者スポーツ大会九州予選会派遣事業及び県身体障害者スポーツ振興事業	令和7年4月1日	19,945,000	社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会	八重瀬町字仲座1038-1	第167条の2 第1項第2号	本事業の実施にあたっては、身体障害者への競技や移動の支援における細かなサポートが必要とされ、それを補うために専門的知識、技能が必要となる。社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会は、身体障害者の個々の特性に応じて、様々な支援を行っており、このような支援が可能な機関は沖縄県身体障害者福祉協会だけである。以上から、沖縄県身体障害者福祉協会と随意契約を行った。	特命随意契約
68	障害福祉課	令和7年度沖縄県バリアフリーマップ保守管理業務	令和7年4月1日	1,610,400	株式会社コンピュータ沖縄・特定非営利活動法人バリアフリーネットワーク会議共同企業体	浦添市伊祖4丁目8番2号 サンライズビル1F	第167条の2 第1項第2号	株式会社コンピュータ沖縄・特定非営利活動法人バリアフリーネットワーク会議共同企業体には、沖縄県バリアフリーマップの開発業務の委託を行っている経緯があり、同一の事業者に保守を履行させなければ、当該サイトの円滑な運用に支障を生じ、責任の所在が不明確になるため、当該共同企業体と保守契約を締結する必要がある。	特命随意契約
69	障害福祉課	令和7年度全国障害者スポーツ大会派遣事業	令和7年4月1日	23,204,644	特定非営利活動法人沖縄県障がい者スポーツ協会	那覇市奥武山51番地2 沖縄県体協スポーツ会館 309号室	第167条の2 第1項第2号	本事業の実施にあたっては、障害者スポーツに関する知識経験を有するとともに、県内及び県外の障害者関係団体及びスポーツ関係団体との連携が必須であり、県内でこうした業務が実施可能なのは、障害者スポーツの総括的な役割を担っている沖縄県障がい者スポーツ協会だけであることから、随意契約を行った。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
70	障害福祉課	令和7年度沖縄県障害者芸術文化活動支援センター運営委託業務	令和7年4月1日	9,950,000	社会福祉法人トゥムヌイ福祉会	沖縄県糸満市西崎町4-20-5	第167条の2 第1項第2号	本事業の実施にあたっては、障害者芸術文化活動普及支援事業実施要綱（平成31年3月1日厚生労働省制定。以下「要綱」という。）に基づき、芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、福祉施設、文化施設、支援団体等を支援する拠点として、障害者芸術文化活動支援センター（以下「センター」という。）を設置し、相談支援や支援人材の育成、関係者のネットワークづくり、芸術文化活動に参加する機会の確保、展示会やイベントなどの情報発信などの取り組みを行う必要がある。本事業を遂行するにあたり、センターとなる場所の確保や、必要な知識経験を有する支援専門員をセンターに配置する必要があることから、令和6年度にプロポーザル方式により企画提案公募を行い、同法人と委託契約を締結した。 本事業は、要綱に基づき相談支援を行うための体制整備や関係者のネットワークづくりなど、安定的かつ継続的な取り組みを行っていき、障害者の芸術文化活動に対する支援を行っていく必要があることから、令和6年度の業務実績を踏まえ、引き続き同法人と随意契約を行った。	特命随意契約
71	障害福祉課	「障害者総合支援法指定事業所管理システム」LGWAN-ASPサービス利用契約	令和7年4月1日	719,400	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	東京都大田区蒲田五丁目37番1号	第167条の2 第1項第2号	当該システムは、ニッセイ情報テクノロジー株式会社が開発したものである。 開発者以外の者が保守及び運用管理を行った場合、システムの円滑な運用に著しい支障を生じる可能性があり、又は障害発生時の責任の所在が不明瞭となるおそれがある。また、膨大な障害福祉サービス事業所のデータ等の管理も曖昧になる恐れもある。 そのため、契約相手方として選定した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
72	障害福祉課	沖縄県障害福祉サービス事業所等相談窓口事業委託業務	令和7年4月1日	12,790,910	沖縄県行政書士会	沖縄県浦添市伊祖4丁目6番2号	第167条の2 第1項第2号	障害福祉サービス事業所等から県への届出等に関する質問・相談等については、迅速かつ適切な対応ができるよう関係法令等の理解が求められ、かつ、事業者から受けた相談等について、自らの業へ誘導することのないよう、当該業務を公正かつ中立に実施することが求められる。 沖縄県行政書士会は、日本行政書士会連合会を組織する都道府県行政書士会の一つであり、法に設置が義務付けられた公益的な団体であることや、障害福祉サービスを熟知する行政書士との人的ネットワークを有することから、当該業務の適切かつ安定的な運営体制を確保できる唯一の機関であることにより選定した。	特命随意契約
73	障害福祉課	令和7年度沖縄県ゆうあいスポーツ大会委託事業	令和7年4月22日	3,390,000	公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会・一般社団法人沖縄県知的障害者福祉協会共同事業体	那覇市首里石嶺町4丁目373番地1	第167条の2 第1項第2号	本大会の運営にあたっては、障害者スポーツに関する知識と知的障害者の特性に応じた細やかなサポートが必要である。当該法人は、同大会をこれまでも円滑に実施してきており、知的障害者スポーツに関する知識や特性に応じた細やかな支援を行ってきている。県内で、このような支援が可能なのは、同共同事業体だけであることから、特命随意契約の相手方として選定した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
74	障害福祉課	令和7年度沖縄県障害者社会参加支援事業（アートキャンプ2001活動支援事業）	令和7年5月12日	950,000	社会福祉法人若竹福祉会	浦添市前田998-3	第167条の2 第1項第2号	本事業は、障害者の社会参画機会の創出や障害者芸術活動の県民への啓発を行うことを目的として、同様の目的を持つ民間団体の取り組み「アートキャンプ活動」を活用し、事業を執行する。 なお、当該取組には、芸術作品を鑑定するスキルが必要であり、作家の障害の特性を理解した上で作品の紹介を行うため障害に関する知識も求められることから、特別支援学校の美術教師や施設の職員等で構成される実行委員会を立ち上げ、若竹福祉会と共催という形で実施されているが、活動に係る全ての経費は若竹福祉会にて処理されており、実質的には当福祉会が活動の運営母体であることから当福祉会と随意契約を行った。	特命随意契約
75	障害福祉課	沖縄県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（精神障害者等ピアサポーター養成研修）	令和7年5月22日	1,230,000	一般社団法人 沖縄県作業療法士会	那覇市首里石嶺町4丁目373番地1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、精神障害者の支援推進のため、ピアサポーターとして精神障害者の相談支援に対応するために必要な基礎知識を身につけたピアサポーターの養成を目的としており、ピアサポートに関しての見識やネットワークが広い当該団体へ随意契約により事業を委託している。	特命随意契約
76	障害福祉課	令和7年度心の輪を広げる障害者理解促進事業	令和7年5月22日	1,000,000	公益財団法人沖縄県手をつなぐ育成会	那覇市首里石嶺町4丁目373番地1	第167条の2 第1項第2号	障害当事者のみならず、多くの県民の理解と協力のもとに、社会啓発事業、表彰事業等の活動を推進しており、県障害者スポーツ大会や障害者教育・福祉をテーマに討議を行う大会といった全県的な事業を行っていることから、全県的に障害者理解促進、社会啓発活動や表彰事業を行っているのは、同団体以外にいないことから、公益社団法人沖縄県手をつなぐ育成会と随意契約を行った。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
77	障害福祉課	障害福祉サービス指定事業者管理システム等構築支援委託業務	令和7年6月2日	15,757,500	株式会社国建システム	沖縄県那覇市久茂地1-2-20	第167条の2 第1項第2号	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき都道府県が指定する障害福祉サービス事業所等の情報管理に係るシステム、及び障害児入所給付費の支給業務に係るシステムについて、開発及び運用を行っているのは株式会社佐賀電算センター又はニッセイ情報テクノロジー株式会社とのみとなっている。沖縄県においては令和7年4月現在、ニッセイ情報テクノロジー株式会社が開発したシステムを利用しているが、業務効率化のため、株式会社佐賀電算センターが開発したシステムを利用することとし、県内の事業者で同社のシステムを取扱う上記会社を契約相手方として選定した。	特命随意契約
78	障害福祉課	沖縄県障害者ピアサポート研修事業	令和7年6月2日	4,081,999	社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会	八重瀬町字仲座1038-1	第167条の2 第1項第2号	本研修事業は、障害を持つ当事者（ピアサポーター）の養成を主たる目的としており、研修実施において障害者への合理的配慮等を講じる必要があるほか、当事者を対象とした研修内容の検討及び実施、ピアサポーター養成後のフォローアップにおいても、その専門性と当事者をはじめとした障害者関係団体とのネットワークを活かして、当該業務を効果的かつ円滑に実施することのできる県内唯一の法人であることから、当該団体へ随意契約により事業を委託する。	特命随意契約
79	障害福祉課	令和6年度障害福祉人材確保・職場環境改善事業補助金及び障害福祉サービス等物価高騰対策支援事業補助金交付等業務	令和7年6月25日	63,893,336	株式会社タスクールPlus	愛知県名古屋市中千種区千種通7-25-1	第167条の2 第1項第2号	本事業の遂行にあたり、民間事業者のノウハウ等を活用し、多岐にわたる業務を迅速かつ正確に執行することができる業者との契約が必要で、プロポーザル方式により広く企画提案公募を行い、同法人と委託契約を締結した。	特命随意契約

生活福祉部における随意契約の実績（令和7年度1／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令（根拠）	契約の相手方の選定理由	その他
80	生活安全 安心課	令和7年度消 費者教育コー ディネート事業	令和7年 4月1日	6,300,000	株式会社琉球新報開発	那覇市天久905番地 琉球新報天久ビル3階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行い、企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、提案内容が仕様書に沿ったものであり、講座内容も優れていると評価されたことから、契約の相手方として選定した。	
81	生活安全 安心課	令和7年度消 費生活相談等 業務委託	令和7年4 月1日	34,447,326	特定非営利活動法人消 費者センター沖縄	那覇市真嘉比3丁目3番 1号	第167条の2 第1項第2号	当該業務に従事する消費生活相談員は、消費者安全法第10条の3第1項の規定により、消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事が認める者でなくてはならない。 そのような人材を有し、相談業務に従事させることができる法人は県内では当該法人のみであることから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
82	生活安全 安心課	令和7年度犯 罪被害者等支 援事業業務委 託	令和7年4 月1日	18,258,000	公益社団法人沖縄被害 者支援ゆいセンター	那覇市旭町116番地37	第167条の2 第1項第2号	公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターは、「犯罪被害者等早期援助団体」として沖縄県公安委員会から県内で唯一指定を受け、犯罪被害直後から中・長期にわたり犯罪被害者等に対する支援を実施している。同センターは、日頃から支援活動員の養成・資質向上に取り組むなど、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るための組織的支援体制を確保しており、そのような団体は同センター以外にない。	特命随意 契約
83	生活安全 安心課	令和7年度沖 縄県食品ロス 削減推進施策 支援事業	令和6年4 月15日	13,621,000	沖縄県食品ロス削減推 進施策支援事業共同企 業体 ①日本エヌ・ユー・エス株 式会社 ②株式会社サーベイリ サーチセンター沖縄事務 所	①東京都新宿区西新宿7 丁目5番25号 ②沖縄県那覇市久茂地3 丁目21番1号 國場ビル ディング9階 ③沖縄県西原町小那覇 1215	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案審査会において審査したところ、当該事業者が契約相手として適当と評価されたため、契約の相手方として選定した。	